

# 美瑛町保健センター



平成15年6月1日オープン

## 美 瑛 町

所 在：美瑛町南町1丁目2番43号  
電話番号：92-7000 (FAX68-7057)

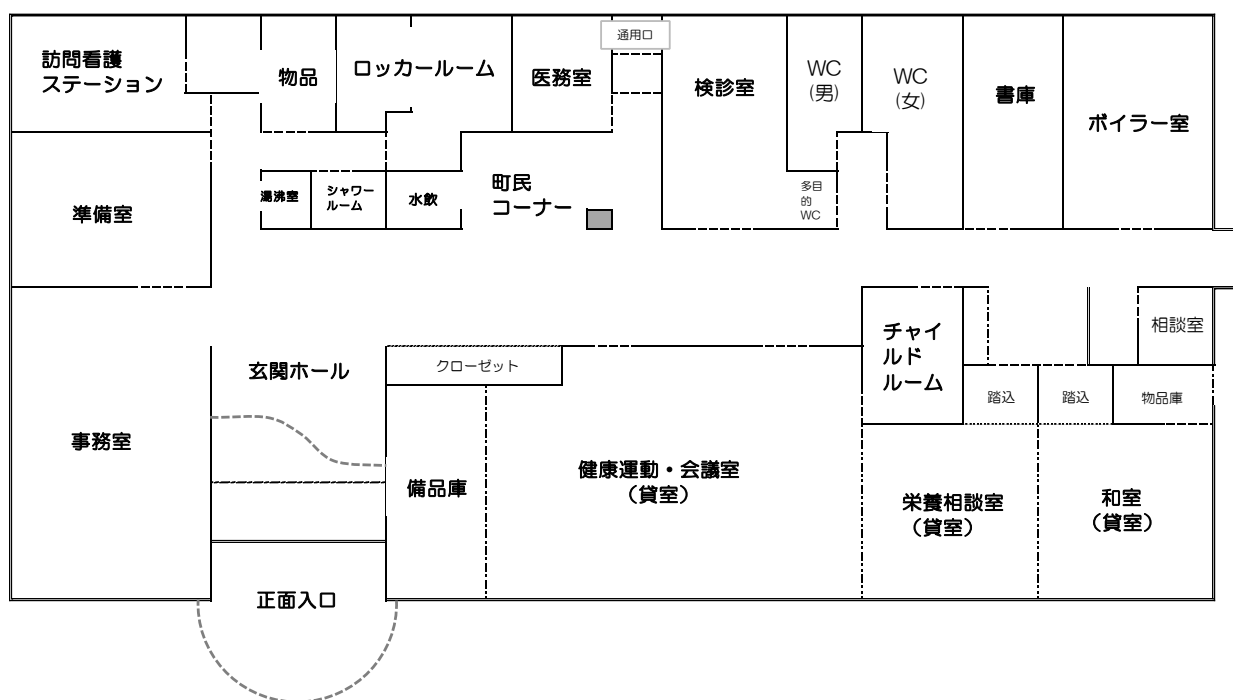
# 美瑛町保健センターの概要

## 施設運営

開所日 月曜日～金曜日（祝日、正月休みを除きます）

時間 午前8時30分～午後5時15分（貸室利用は午後9時まで）

## 施設配置図



## 所在地

所 在：美瑛町南町1丁目2番43号

電話番号：92-7000 (FAX68-7057)

## 施設の一般使用

保健センターは、すべての町民が自主的な保健活動の場として使用することができます。

利用したい方は、あらかじめ町長の使用許可を受けてください。使用申請書は保健センター事務室に用意してあります。

使用の許可を受けた方は、下記に示す使用料を納めてください。

使用料は次のとおりです。

区分	夏期（5月～10月）		冬期（11月～4月）	
	昼間	夜間	昼間	夜間
室名	午前8時から 午後6時まで （1時間あたり）	午後6時以降 （1時間あたり）	午前8時から 午後4時まで （1時間あたり）	午後4時以降 （1時間あたり）
健康運動・会議室	900円	1,100円	1,350円	1,550円
和室	590円	760円	740円	910円
栄養相談室	590円	760円	740円	910円

使用料は1時間当たりの使用料に使用時間に乗じて得た額とする。この場合、使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は1時間として計算する。

※使用料は特別な場合に減額又は免除されることがあります。

使用料の減額又は免除を受けようとする方は、使用申請書にその理由を書いてください。

使用に際しては、使用条件等を遵守してください。条件等が守られないときには、許可を取り消される場合があります。

※令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、使用時に体調や感染症対策についての確認をしていますので、ご協力をお願いいたします。